

バスルームの取付設置工事区分



警告



必ず守る

- 本説明書は、バスルームの本体取付・設置と関連工事（建設工事）である大工工事、電気工事、ガス配管工事、配管（給排水）工事、建具工事などを区別して説明しています
（建設工事は、関連する法令、規定に従って法的有資格者による工事が必要になります。流通業者（販売店）を通して「本体の取付・設置」を行う場合は、「建設工事部分」と「バスルームの本体取付・設置」を区別して行ってください。）

■「バスルームの取り付け設置」と工事区分

